

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年 3 月 22 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600224号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600111号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年5月21日から同年6月1日まで

私は、平成元年5月31日までA社で勤務し、1日も空けることなく同年6月1日より転職を予定していた会社に勤務しました。転職を予定していた会社から勤務を催促されていたのを待ってもらってA社に勤務していたので記憶は確実です。

残念ながら当時の給与明細書等は残っておりませんが、請求期間においてA社より厚生年金保険料を給与から控除されていたはずであるので、調査の上、請求期間の被保険者記録を訂正し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社において平成元年5月31日まで継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、B社から提出された請求者に係る個人台帳によると、「1.5.20退職」と記載されている上、請求者の同社に係る雇用保険の加入記録の離職日は、平成元年5月20日と記録され、退職日及び離職日の日付は一致しており、請求期間において請求者が同社に勤務していたことが確認できない。

また、事業主は、上記個人台帳のほかに請求者に係る資料は残っておらず、請求期間に係る請求者のA社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明と回答している。

さらに、A社において請求者と同じ職種の同僚は、請求者を記憶しているものの、請求期間に係る請求者の同社における勤務に関して明確な記憶がない旨回答していることから、請求期間に係る勤務実態について確認することができない。

加えて、請求期間当時、A社が加入していたC厚生年金基金及びD健康保険組合における請求者の被保険者資格喪失年月日は、オンライン記録と一致している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。